

経 済 要 録

国 内

◇日本銀行、大口定期預金利率の公表を開始

日本銀行は、11月2日、臨時金利調整法に基づく市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金(いわゆる小口MMC)にかかる金融機関の金利の最高限度に関する告示(大蔵省告示平成2年10月11日第177号)中の「預入金額が1千万円以上である定期預金の1週間の預入期間別平均年利率(大口定期預金利率)」の公表を開始した。これは、小口MMCの上限金利を設定する際の基準金利が11月5日以降、従来の譲渡性預金金利の全預入期間別加重平均金利から大口定期預金店頭表示金利の預入期間別加重平均金利に変更されたことに伴うもの。

なお、公表は、日本銀行が毎週1回、原則として金曜日に日本銀行本支店の店頭等に掲示することにより行う。

◇日本銀行、利回り較差方式による国債買入れ入札方式を導入

日本銀行は、国債買入れ入札について、従来の価格による入札方式に加え、基準利回りとの利回り較差による入札方式を導入し、買入対象銘柄数を拡大することとし、10月11日より実施した。基準利回りとの利回り較差による入札方式は以下のとおり。

・利回り較差=売り渡しを希望する債券の最終利回り－基準利回り

基準利回り=原則として前日の東証終値(大口取引と小口取引が出来た場合には大口取引の利回りを優先)。

◇有担保コール取引、オファー・ビッド制へ移行

インターバンク市場では、本年6月の短期金融市場研究会報告書の提言等を受け、11月21日より有担保コール市場における利便性の一層の向上を図る趣旨から、有担保コール取引の仲介に関しオファー・ビッド制が導入された。

◇土地政策審議会、今後の土地政策のあり方について答申を提出

内閣総理大臣の諮問機関である土地政策審議会は、10月29日、「土地基本法を踏まえた今後の土地政策のあり方について」と題する答申を提出した。

同答申では、まず、わが国における今回の地価高騰の要因を分析したあと、地価の適正水準までの引下げを含む土地政策の具体的目標を掲げ、さらに、そうした目標達成のための個別政策の展開についても言及している。

その概要は以下のとおり。

はじめに

I. 土地問題の基本的認識

1. 地価の高騰

——地価の現状認識、地価高騰の要因、地価高騰の影響

2. 土地利用の問題

——土地利用における問題点、問題の要因

II. 土地政策の基本的な考え方

1. 土地政策の目標

- ① 土地神話の打破
- ② 適正な地価水準の実現
- ③ 適正かつ合理的な土地利用の確保

2. 土地政策の基本的方向

- ① 需要の抑制
- ② 住宅・宅地の供給の促進
- ③ 土地利用計画の充実
- ④ 土地に関する情報の整備等

3. 経済政策、国土政策における土地問題への配慮

4. 土地政策の総合性、整合性の確保

III. 個別施策の展開方向

1. 土地取引規制

——監視区域制度、規制区域制度の適用等による地価高騰の防止など

2. 土地利用計画の整備・充実

——広域的な視点に立った土地利用計画の策定、都市計画におけるマスタープランの充実、土地利用に関する諸制度の再検討の必要性など

3. 住宅・宅地の供給と土地の有効利用の促進等
 - 中長期的視点に立った良質な住宅・宅地の供給の必要性、宅地開発関連諸制度の適正な運用、既成市街地における土地の有効・高度利用の促進、市街化区域農地の計画的な整備、国有地の確保・利用の促進、借地・借家法の見直し、用地取得の円滑化、など
4. 土地関連融資規制
 - 土地関連融資規制の的確な実施、土地担保融資の抑制
5. 土地に関する負担の合理化
 - 新税の創設の検討も含めた土地保有課税の総合的な見直しの必要性、土地譲渡課税の重要性、および土地を利用した節税行為に対する税制上の対応の必要性など
6. 土地の適正な評価の推進
 - 地価公示制度における地価鑑定評価の一層の適正化、および都道府県地価調査との連携の必要性
 - 地価公示、相続税評価および固定資産税評価の相互の均衡化と適正化の必要性
 - 不動産鑑定評価制度全般の将来的なあり方に関する検討の必要性
7. 土地に関する情報の整備・充実
 - 不動産登記資料、税務統計資料等の活用推進、土地取引価格の把握方法についての検討、地籍調査の推進の必要性など
8. 土地に関する基本理念の普及・啓発

◇政府税制調査会、「土地税制のあり方についての基本答申」を首相に提出

政府税制調査会(小倉武一会長)は、10月30日、土地税制小委員会(石弘光小委員長)による「土地税制のあり方についての基本答申」を決定し、海部首相に提出した。同答申では、近年の地価高騰による資産格差拡大等の現状を受け、昨年12月に成立した土地基本法の基本理念に沿って、国土利用政策や土地利用規制等の土地政策の総合的推進の必要性を強調し、税制も土地政策の一環として適切な役割を果たす必要があるとしている。さらに、土地の利用価値よりも資産価値が重視されている現状にかんがみ、土地の資産としての有利性を政策的に縮減するという観点が重要であるとし、土地の保有・譲渡・取得の各段階に対して適切な税負担を求めていくことが必

要であるとしている。具体的には、①土地保有税(仮称)の創設、②土地評価額の適正化や長期営農継続農地に対する特例の廃止を中心とする固定資産税の見直し、特別土地保有税(保有分)の強化、③土地譲渡にかかる税率の見直し、④相続税の土地評価額の見直し、特別土地保有税(取得分)の強化、等を提言している。

同答申の構成は以下のとおり

はじめに

第一 土地問題への新たな取組み

- 1 土地税制見直しに求められているもの
- 2 土地基本法の下での土地問題への取組み
- 3 土地政策の総合的推進についての要望

第二 土地税制のあり方についての基本的考え方

- 1 資産としての土地の特性と税制
- 2 土地税制のあり方についての視点

第三 土地税制の具体的あり方

一 保有課税

- 1 基本的考え方
- 2 具体案の検討
- 3 土地保有税(仮称)の創設
- 4 既存税制の見直し

二 譲渡課税

- 1 基本的考え方
- 2 個人の土地譲渡に対する課税方法について
- 3 法人の土地譲渡に対する課税方法について
- 4 特別控除、買換え特例等について

三 取得課税

- 1 基本的考え方
- 2 相続税
- 3 特別土地保有税(取得分)

四 土地に関連する節税策への対処

◇政府税調・実施状況フォローアップ小委員会報告「消費税の中小事業者の事務負担等に配慮した諸措置に関する基本的考え方」について

政府税調・実施状況フォローアップ小委員会は、10月30日、「消費税の中小事業者の事務負担等に配慮した諸措置に関する基本的考え方」についての報告をまとめた。同報告では、中小事業者向けの特例措置について、①簡易課税制度におけるみなし仕入率の水準や適用区分についての見直し、②同制度の適用上限(現行売上高5億円)の引下げ、③限界控除制度の縮減等を提言するとともに、事業者免税点(同3千万円)の引下げについても

転嫁、事務処理能力等を勘案し、検討することが適当と
している。同報告の概要は以下のとおり。

はじめに

- 1 消費税導入後の実施状況等
- 2 中小事業者向けの特例措置のあり方
- 3 その他

◇大蔵省、普通社債、転換社債および新株引受権付社債の適債基準および財務制限条項の見直しを実施

大蔵省は、国内の公募普通社債、転換社債(上場会社および店頭登録会社)および新株引受権付社債(上場会社)の適債基準および財務制限条項の見直しを行った。同見直しは、証券取引審議会基本問題研究会第二部会報告において社債発行市場における諸規制・諸慣行の見直し・撤廃が指摘されていることを踏まえ、社債発行市場自由化の段階的措置として行われたもの。平成2年11月5日起債銘柄から実施(平成3年1月31日起債銘柄までは従前の例によることも可)された。同見直しの概要は以下のとおり。

1. 適債基準の緩和

		現	行	緩	和	内	容
入 口	格付 基準	普通社債	・ B B B 格相当以上	・ 現行どおり			
		新株引受権付社債	・ B B B 格相当以上、かつ1株当たり配当金直近3期連続3円以上又は直前期4円以上				
		転換社債	・ B B 格相当以上(複数格付の取得)、かつ1株当たり配当金5円以上、1株当たり税引経常利益7円以上				
基 準	数値 基準	普通社債・新株引受権付社債	(例) 純資産額30億円以上60億円未満の場合、1株当たり配当金直近3期連続5円以上ほか	・ 廃止			
		転換社債	(例) 純資産額30億円以上60億円未満の場合、1株当たり配当金直前期5円以上、1株当たり税引経常利益7円以上ほか				
無 担 保	格付 基準	普通社債・新株引受権付社債	・ A A 格相当以上又はA格相当かつ純資産額330億円以上	・ A 格相当以上			
		転換社債	・ A 格相当以上又はB B B 格相当かつ純資産額330億円以上 (留保物件付の場合には、A 格相当以上又はB B B 格相当かつ純資産額200億円以上)				
	基 準	数値 基準	普通社債・新株引受権付社債	(例) 純資産額550億円以上1,100億円未満の場合、自己資本比率50%以上ほか	・ 廃止		
転換社債			(例) 純資産額200億円以上330億円未満の場合、自己資本比率50%以上ほか				

1. 適債基準の緩和

- (1) 数値基準を廃止し、格付による基準に一本化する
- (2) 無担保社債の格付けによる基準に付していた純資産額による限定を廃止する

2. 財務制限条項の改善

- (1) 個々の条項について

イ、普通社債および新株引受権付社債の担保提供制限について、①担保提供制限に抵触しないで担保権を設定できる債務の範囲を拡大し、②発行時に担保付債務が純資産額の一定範囲以内であることを要するとの現行の取扱いを原則として廃止するなどの緩和を行う

ロ、追加債務負担制限条項および利益維持条項の内容を合理化する

- (2) 財務制限条項を付する程度について

格付および純資産額による区別を簡素化し、追加債務負担制限、利益維持および配当制限の各条項について選択を可能にするなどその程度を全体的に緩和する

2. 財務制限条項の改善

項 目	各条項の改善内容等
担保提供制限	(普通社債及び新株引受権付社債) ・担保提供制限に抵触しないで担保権を設定できる債務の範囲を、現行の純資産額の原則10%以内(上限20%で発行時を含む。)から一律20%以内(発行後のみ)に拡大する。 ・発行時に担保付債務が純資産額の20%以内であることを要するとの現行の取扱いを廃止する。ただし、発行する当該社債がA格相当の場合は、発行時に既存担保付社債等を除く担保付債務が純資産額の50%以内であることを要するものとする。 ・担付切換による担保権の設定に代えて受託会社が認める特定物件の留保を行い得るものとし(現行では認められていない。)、この場合、担保提供制限条項は解除されるものとする。 (転換社債) ・現行どおり
追加債務負担制限	・現行の自己資本比率維持と純資産額維持の2本立てから、純資産額維持に一本化し、その内容は現行どおりとする。
利益維持	・利益維持不遵守による期限の利益喪失に対する救済規定中、現行の「3期目の経常損失額が当該期末の純資産額の10%以内である場合」とあるのを、「3期間の経常損失累計額が、当該経常損失発生1期目直前期の純資産額の30%以内の場合」とする。
配当制限	・現行どおり

		格付及び純資産額による財務制限条項を付する程度										○=必要な条項 —=不要な条項						
		普通社債・新株引受権付社債						転換社債										
		見直し後			現行			見直し後			現行							
符号は格付					AAA	AA1100	AAA	AA1100	AA1100	A 2000	A 1100	A 550						
数字は純資産額で単位億円	AAA AA	A 550 以上	A 550 未満	A 2000 以上	1100 以上	550 以上	330 以上	未 満	未 満	未 満	未 満	A 550 未 満	未 満	A 550 未 満	BBB330 未 満	BBB330 未 満	200 以上	
担保提供制限		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	発行時 から 特定物 件留保	○	○	発行時 から 特定物 件留保	
追加債務負担制限				○	—	○	○	○自己 資本比 率維持	○自己 資本比 率維持	○自己 資本比 率維持	—	—	—	—	—	—	—	
利益維持		3条項 のうち 1条項 以上 必要 (注)	3条項 のうち 2条項 以上 必要 (注)	○	○	○	○	○	○	○	○	2条項 のうち 1条項 以上 必要	○	2条項 のうち 1条項 以上 必要	○	○	—	
配当制限			○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	

(注) 担付切換条項を付さない銘柄については、少なくとも純資産額維持条項を付するものとする。

◇郵政省、CD・ATMの休日稼働の実施を決定

郵政省は、10月29日、平成3年4月より日曜日および祝日(振替休日を含む、ただし1月1～3日および5月3～5日を除く)のCD・ATMの稼働を実施すると発表した。なお、取扱時間は午前9時から午後5時までとし、手数料は無料とする扱い。また、取扱内容は通常貯金の預入、払戻し、残高照会、通帳記入としている。

◇現行金利一覧

2年11月20日現在(単位・年%)

	金 利	実施時期 ()内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる 手形を担保とする貸付利子歩合	6.0	2. 8.30 (5.25)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	6.25	2. 8.30 (5.5)
新短期プライムレート	8.0	2. 9.12 (7.375)
長期プライムレート	8.3	2.11. 1 (8.9)
住宅ローン金利		
・固定金利型	8.28	2.10. 1 (7.68)
・変動金利型	8.5	2.10. 1 (7.5)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	8.3	2.11. 1 (8.9)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	8.3	2.11. 1 (8.7)
・住宅金融公庫	5.5	2. 9.17 (5.4)
資金運用部預託金利(期間3年～5年)	5.0	1. 7.28 (4.75)
(期間5年～7年)	5.5	2. 2.27 (5.35)
(期間7年以上)	7.9	2.10.26 (7.3)
銀行等の預貯金金利(日本銀行のガイドライン利率)		
・定期預金		
3か月	4.08	2. 9.17 (3.63)
6か月	5.33	2. 9.17 (4.88)
1年	6.08	2. 9.17 (5.63)
2年	6.33	2. 9.17 (5.88)
・定期積金	3.93	2. 9.17 (3.5)
・普通預金	2.08	2. 9.17 (1.63)
・通知預金	2.33	2. 9.17 (1.88)
郵便貯金金利		
・定額貯金(1年以上1年6か月未満)	5.08	2. 9.17 (4.63)
・積立貯金(1年)	4.20	2. 9.17 (3.72)
・通常貯金	3.48	2. 9.17 (3.0)
・定期貯金(1年)	6.08	2. 9.17 (5.63)
信託配当率		
・指定金銭信託合同運用口 [㊟]		
1年以上のもの	6.08	2. 9.17 (5.63)
2年以上のもの	6.38	2. 9.17 (5.93)
5年以上のもの	7.3	2.11. 6 (7.9)
・貸付信託 [㊠]		
2年のもの	6.53	2. 9.21 (6.08)
5年のもの	7.42	2.11. 6 (8.02)

(注1) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。

(注2) 信託配当率は各行自主決定金利。

⑥既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。

⑦実施日付以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

◇公社債発行条件

2年11月20日現在

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	・応募者利回(%)	〈11月債〉 <u>7.210</u>	〈10月債〉 7.786
	・表面利率(%)	<u>7.2</u>	7.9
	・発行価格(円)	<u>99.94</u>	100.64
割引国債 (5年)	・応募者利回(%)	〈11月債〉 7.548	〈9月債〉 7.781
	・同税引後(%)	<u>5.925</u>	6.099
	・発行価格(円)	<u>69.50</u>	68.75
政府短期証券 (60日)	・応募者利回(%)	〈9月10日発行分〜〉 5.550	〈4月2日発行分〜〉 5.168
	・割引率(%)	5.500	5.125
	・発行価格(円)	99.0959	99.1575
政府保証債 (10年)	・応募者利回(%)	〈11月債〉 <u>7.286</u>	〈10月債〉 7.900
	・表面利率(%)	<u>7.2</u>	7.9
	・発行価格(円)	<u>99.50</u>	100.00
公募地方債 (10年)	・応募者利回(%)	〈11月債〉 <u>7.329</u>	〈10月債〉 7.944
	・表面利率(%)	<u>7.2</u>	7.9
	・発行価格(円)	<u>99.25</u>	99.75
利付金融債 (3年物)	・応募者利回(%)	〈11月債〉 <u>7.300</u>	〈10月債〉 7.900
	・表面利率(%)	<u>7.3</u>	7.9
	・発行価格(円)	100.00	100.00
利付金融債 (5年物)	・応募者利回(%)	〈11月債〉 <u>7.400</u>	〈10月債〉 8.000
	・表面利率(%)	<u>7.4</u>	8.0
	・発行価格(円)	100.00	100.00
割引金融債	・応募者利回(%)	〈11月債〉 <u>7.204</u>	〈10月債〉 7.422
	・同税引後(%)	<u>5.842</u>	6.010
	・割引率(%)	<u>6.70</u>	6.89
	・発行価格(円)	<u>93.28</u>	93.09

(注) アンダーラインは今回改定箇所。